

令和4年度第2回岩手県動物愛護推進協議会

日時：令和5年3月24日（金）

10：00～11：30

場所：マリオス18階会議室（184-186）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 岩手県動物愛護推進員の委嘱及び活動について
- (2) 岩手県内の動物愛護管理業務実績（令和4年12月末）について
- (3) 令和4年度動物愛護週間行事について
- (4) 県内における大型犬等特定動物の飼養実態について
- (5) 県南広域振興局保健福祉環境部管内における動物緊急保護事案について
- (6) 動物愛護管理業務の見直し等について
- (7) その他

4 その他

5 閉 会

配布資料

資料1	令和4年度岩手県動物愛護推進員の委嘱及び活動について	3
資料2	岩手県内の動物愛護管理業務実績（令和4年12月末）	5
資料3	令和4年度動物愛護週間行事について	9
資料4	県内における特定犬等の飼養実態について	11
資料5	県南広域振興局保健福祉環境部管内の施設における緊急保護事案について	13
資料6	動物愛護管理業務に係る対応の見直しについて	16
資料7	岩手県動物愛護推進協議会設置要綱	17

令和4年度第1回岩手県動物愛護推進協議会出席者名簿

	所 属	委員名	備考
1	アジリティークラブ TEAM・SHINYA	新屋 映子	欠
2	動物いのちの会いわて	下机 都美子	
3	おっぼの会	吉川 繁行	
4	岩手県動物愛護ネットワーク	瀬川 康信	欠
5	ポチの会	伊勢 仁英	
6	人と動物の絆 momo 太郎	鈴子 真佐美	
7	わん'S 倶楽部	小倉 雅美	欠
8	わんこの会	山舘 則子	
9	一般社団法人岩手県獣医師会	佐々木 一弥	
10	岩手大学名誉教授	佐藤 れえ子	
11	盛岡ペットワールド専門学校	三上 祐太	
12	株式会社マルカンペット	高橋 剛英	欠
13	地域猫の会	石澤 巳江子	
14	盛岡市（盛岡市保健所生活衛生課）	佐藤 美樹子	
15	奥州市（市民環境部生活環境課）	高橋 博明	
16	宮古市（市民生活部生活課）	川原 栄司	
17	二戸市（総務部市民生活課）	佐藤 しのぶ	欠
18	岩手県教育委員会事務局学校教育室	千葉 哲朗	
オブ ザ バー ー	盛岡広域振興局保健福祉環境部	松尾 博昭	
	花巻保健福祉環境センター	五嶋 未沙	
	県南広域振興局保健福祉環境部	安田 理	
	〃	岩井 佳子	
	大船渡保健福祉環境センター	芳賀 裕基	
	沿岸広域振興局保健福祉環境部	奥村 亮子	
	県北広域振興局保健福祉環境部	佐々木 泰平	
	二戸保健福祉環境センター	佐藤 恵子	
	盛岡市保健所	岩崎 ささ子	
	〃	中島 枝里子	
事 務 局	県民くらしの安全課	総括課長 佐藤 義房	
		食の安全安心課長 千葉 正	
		主任主査 佐藤 直人	
		主任主査 遠藤 裕美	

岩手県動物愛護推進協議会名簿

委嘱期間：令和4年9月28日～令和6年9月27日

No.	区分	所 属	委員名
1	動物愛護団体	アジリティークラブ TEAM・SHINYA	新屋 映子
2		動物いのちの会いわて	下机 都美子
3		おっぼの会	吉川 繁行
4		岩手県動物愛護ネットワーク	瀬川 康信
5		ポチの会	伊勢 仁英
6		人と動物の絆 momo 太郎	鈴子 真佐美
7		わん' S 倶楽部	小倉 雅美
8		わんこの会	山舘 則子
9	学識経験者等	一般社団法人岩手県獣医師会	佐々木 一弥
10		岩手大学名誉教授	佐藤 れえ子
11		盛岡ペットワールド専門学校	三上 祐太
12		株式会社マルカンペット	高橋 剛英
13		地域猫の会	石澤 巳江子
14	行政機関 (教育機関を含む)	盛岡市（盛岡市保健所生活衛生課）	佐藤 美樹子
15		奥州市（市民環境部生活環境課）	高橋 博明
16		宮古市（市民生活部生活課）	川原 栄司
17		二戸市（総務部市民生活課）	佐藤 しのぶ
18		岩手県教育委員会事務局学校教育室	千葉 哲朗

令和 4 年度岩手県動物愛護推進員の委嘱及び活動について

1 委嘱人数

15 団体 73 人（令和 3 年度 15 団体 53 人）

2 委嘱期間

令和 4 年 10 月 28 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

動物愛護推進員制度の概要

1 動物愛護推進員とは

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 38 条に規定する動物愛護推進員

◎動物の愛護及び管理に関する法律 抜粋

(動物愛護推進員)

第 38 条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

岩手県では、動物の適正な取扱いの普及や動物愛護意識の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、自主的な活動をしていただくボランティアとして、「岩手県動物愛護推進員」を委嘱しています。この制度は、各地域の実情に応じた動物愛護及び適正飼養の推進のため、平成 17 年度に制度が始まりました。

各広域振興局の保健福祉環境部等（保健所）と協同して活動している団体等に推薦を依頼し、任命しています。これまで「動物愛護推進ボランティア」という名称でしたが、御意見等を反映させ、今年度から「岩手県動物愛護推進員」に名称を変更しています。

2 委嘱期間

令和 4 年 10 月 28 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 活動内容(例示)

○普及啓発

動物愛護関連のイベント参加、普及啓発資材の配布・掲示

動物の適正な取扱・飼育方法の相談・助言

（個別相談対応、学校等における飼い方教室）

新たに動物を飼う方に対して、動物の選び方の助言

人と動物の共通感染症に関する相談、不妊去勢手術の重要性の助言



しつけ教室

○動物の保護等

飼い主のいない猫の管理、不妊去勢手術、譲渡あっせん
放棄・遺棄された動物の保護・管理、災害時の動物救護、
災害訓練

○行政の開催するイベント等への協力

動物愛護週間行事イベントへの協力・参加

自治体が開催する講習会・イベント等への協力・参加

行政の保護している動物の管理の補助

(お散歩ボランティア、ミルクボランティア、トリミングボランティア)



県が保護した動物のシャンプー

◎動物の愛護及び管理に関する法律 抜粋

- (1) 犬、ねこ等の動物の適正な飼養と愛護の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- (4) 犬、ねこ等の動物の適正な飼養と愛護の推進のために国、岩手県（広域振興局の保健福祉環境部等）及び市町村が行う施策にボランティアとして必要な協力をすること。
- (5) 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

4 活動報告

半期に一度報告をお願いします。

第1回目の報告は、令和4年度下半期分を令和5年4月20日までに最寄りの保健所まで様式7号により報告してください。

5 留意事項

- ・所属団体の活動の一部が、動物愛護推進員活動となります。
- ・最寄りの広域振興局等の保健福祉環境部等(保健所)から活動に際し依頼がある場合があります。
- ・活動に際し、知り得た情報は他に漏らしてはいけません。
- ・最寄りの振興局から動物愛護に関する活動を依頼する場合があります。
- ・公務員に準ずるような職務資格は有しないので、立入り・監視指導や措置命令などの権限はありません。

令和 4 年度岩手県動物愛護管理業務実績（令和 4 年 12 月末）

1 犬の捕獲・引取り等（全県、過去 5 年間）

		H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4. 12 末
捕獲		231	215	189	206	167	132
引取り		69	78	47	55	62	23
負傷動物		8	2	6	7	5	2
返還		143	124	107	124	113	85
譲渡		101	125	109	139	96	70
殺処分		48	54	32	19	24	9
内 訳	譲渡不適	38	39	7	12	23	5
	その他	5	3	0	0	0	0
	収容後死亡	5	12	12	12	9	4
返還譲渡率※		98.0%	98.8%	100%	100%	100%	100%
咬傷事故件数		51	59	49	69	61	53
苦情件数		557	540	443	427	359	268

いわて幸福関連指標：計画目標値（令和 4 年度） 犬：99.0%

※返還譲渡率：譲渡適性がある犬が返還又は譲渡になった割合

= (返還 + 譲渡) ÷ {返還 + 譲渡 + 殺処分 (その他)} × 100

【犬の公所別実績（令和 4 年 12 月末）】

	犬													咬傷 事故	苦情 件数
	捕獲 頭数	引取頭数			負傷 動物	返還 頭数	譲渡頭 数	殺処分頭数							
		飼主 から	飼主 不明	合計				譲渡 不適	その他	収容後 死亡	合計				
県央	11	3	0	3	0	4	9	0	0	1	1	5	9		
中部	15	1	1	2	1	14	4	1	0	0	1	11	17		
奥州	18	1	1	2	0	15	2	1	0	0	1	7	46		
一関	32	6	0	6	0	22	15	0	0	1	1	9	96		
大船渡	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	11		
釜石	1	4	1	5	0	1	5	0	0	0	0	1	5		
宮古	15	2	0	2	0	2	17	0	0	0	0	5	33		
久慈	20	0	0	0	1	8	8	3	0	2	5	2	14		
二戸	7	0	1	1	0	6	6	0	0	0	0	2	10		
盛岡市	12	2	0	2	0	12	4	0	0	0	0	9	27		
合計	132	19	4	23	2	85	70	5	0	4	9	53	268		

犬の譲渡頭数内訳【令和4年12月末実績】

	譲渡頭数		
	計	団体	個人
県央	9	6	3
中部	4	0	4
奥州	2	0	2
一関	15	1	14
大船渡	0	0	0
釜石	5	0	5
宮古	17	3	14
久慈	8	2	6
二戸	6	0	6
盛岡市	4	0	4
合計	70	12	58

17.1% 82.9%

犬の殺処分頭数内訳【令和4年12月末実績】

	殺処分頭数							合計
	譲渡不適			その他	収容後死亡			
	計	収容区分			計	収容区分		
		引取・捕獲	負傷動物			引取・捕獲	負傷動物	
県央	0	0	0	0	1	1	0	1
中部	1	1	0	0	0	0	0	1
奥州	1	1	0	0	0	0	0	1
一関	0	0	0	0	1	1	0	1
大船渡	0	0	0	0	0	0	0	0
釜石	0	0	0	0	0	0	0	0
宮古	0	0	0	0	0	0	0	0
久慈	3	3	0	0	2	1	1	5
二戸	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	5	0	0	4	3	1	9

2 猫の引取り等（全県、過去5年間）

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4.12末
引取り		608	644	603	625	555	518
負傷動物		86	93	93	91	85	77
返還		7	8	8	12	8	5
譲渡		393	413	396	457	502	355
殺処分		282	317	239	266	166	205
内訳	譲渡不適	65	86	80	97	55	76
	その他	28	10	4	0	6	0
	収容後死亡	189	221	155	169	105	129
返還譲渡率※		93.5%	97.7%	99.0%	100%	98.8%	100%
苦情件数		652	667	672	620	549	445

いわて幸福関連指標：計画目標値（令和4年度） 猫：96.8%

※返還譲渡率：譲渡適性がある猫が返還又は譲渡になった割合

= (返還+譲渡) ÷ {返還+譲渡+殺処分(その他)} ×100

【猫の公所別実績（令和4年12月末）】

	猫															公所
	所有者からの引取頭数			所有者不明の引取頭数			引取合計	負傷動物	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数				苦情件数	
	成熟個体	幼齢個体	合計	成熟個体	幼齢個体	合計					譲渡不適	その他	収容後死亡	合計		
県央	13	19	32	11	34	45	77	5	1	20	16	0	28	44	7	県央
中部	3	25	28	20	43	63	91	10	2	75	2	0	19	21	40	中部
奥州	16	2	18	1	10	11	29	5	0	36	4	0	2	6	78	奥州
一関	14	5	19	2	35	37	56	5	0	53	1	0	6	7	138	一関
大船渡	2	0	2	4	27	31	33	3	1	25	0	0	9	9	17	大船渡
釜石	0	11	11	3	1	4	15	1	0	7	0	0	4	4	13	釜石
宮古	39	8	47	8	82	90	137	6	0	65	45	0	29	74	50	宮古
久慈	0	0	0	1	4	5	5	8	0	3	3	0	6	9	18	久慈
二戸	12	0	12	1	8	9	21	3	0	14	4	0	4	8	18	二戸
盛岡市	13	8	21	2	31	33	54	31	1	57	1	0	22	23	66	盛岡市
合計	112	78	190	53	275	328	518	77	5	355	76	0	129	205	445	合計

猫の譲渡頭数内訳【令和4年12月末実績】

	譲渡頭数								
	計	団体譲渡				個人譲渡			
		団体	個体区分			個人	個体区分		
			成熟	幼齢	離乳再掲		成熟	幼齢	離乳再掲
県央	20	10	8	2	0	10	4	6	2
中部	75	22	10	12	0	53	10	43	0
奥州	36	19	19	0	0	17	4	13	0
一関	53	23	13	10	0	30	8	22	0
大船渡	25	9	2	7	7	16	4	12	0
釜石	7	5	2	3	0	2	2	0	0
宮古	65	52	9	43	30	13	7	6	0
久慈	3	0	0	0	0	3	0	3	0
二戸	14	2	0	2	0	12	7	5	0
盛岡市	57	3	3	0	0	54	14	40	11
合計	355	145	66	79	37	210	60	150	13

40.8%

59.2%

猫の殺処分数内訳【令和4年12月末実績】

	殺処分頭数										
	譲渡不適				その他	収容後死亡					合計
	計	収容区分		計		収容区分		個体区分			
		引取り	負傷動物			引取り	負傷動物	成熟	幼齢	離乳再掲	
県央	16	16	0	0	28	26	2	10	18	12	44
中部	2	1	1	0	19	14	5	5	14	13	21
奥州	4	1	3	0	2	1	1	1	1	1	6
一関	1	0	1	0	6	5	1	2	4	2	7
大船渡	0	0	0	0	9	7	2	2	7	5	9
釜石	0	0	0	0	4	4	0	1	3	3	4
宮古	45	45	0	0	29	24	5	7	22	11	74
久慈	3	0	3	0	6	1	5	6	0	0	9
二戸	4	3	1	0	4	2	2	2	2	0	8
盛岡市	1	1	0	0	22	2	20	10	12	6	23
合計	76	67	9	0	129	86	43	46	83	53	205

37.1%

0.0% 62.9%

令和4年度動物愛護週間行事報告書

【 岩手県集計 】

地区	実施項目	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
盛岡	動物愛護フェスティバル	R4.9.23	馬っこパーク・いわて(滝沢市)	約200人参加 ・スタッフ(獣医師会、愛護団体、保健所、学生ボランティア等) : 約50人 ・一般 : 150人	県央保健所・盛岡市保健所・獣医師会の共催 保護動物の譲渡/マイクロチップ装着デモの抽選・実施/犬のしつけ教室/蹄鉄投げゲーム等
中部	動物慰霊祭	R4.9.22	大日山日枝神社(遠野市)	計6人参加	令和4年度遠野地区動物慰霊祭(遠野地区動物病院獣医師、遠野市役所、中部保健所出席)
		R4.9.21	動物慰霊塔前(北上市)	計9人参加	令和4年度動物慰霊祭(花巻・北上地区動物病院獣医師、花巻・北上市役所、中部保健所出席)
奥州	Facebook「岩手県獣医師会水沢支会」の開設	R4.8~9	インターネット	インターネット 閲覧数20 写真展出品数18 表彰犬8	かわいいペットの写真展 保健所保護犬保護猫の紹介 獣医師の仕事紹介 長寿犬表彰犬の紹介
	伴侶動物慰霊祭	R4.9.14	奥州市内寺院	計9人参加	僧侶による読経、焼香、献花 獣医師会、自治体関係者のみ参加
一関	動物慰霊祭	R4.9.21	釣山公園(一関市)	計5人参加(獣医師会一関支会会員)	獣医師会一関支会が主催 亡くなった犬とねこの慰霊並びに献花
大船渡	ペットの慰霊祭	R4.9.21	天神山公園(大船渡市)	計11人参加	上閉伊気仙地方動物愛護管理事業実行委員会と大船渡保健所が共催で実施 玉串奉奠、慰霊の言葉等
	動物絵画/フォトコンテスト	R4.10.6~10.17	サンリアショッピングセンター(大船渡市)	応募作品数絵画19/写真12	動物絵画/フォトコンテスト応募作品展示(大船渡地区) (沿岸広域局の事業として実施)

地区	実施項目	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
釜石	動物慰霊祭	R4. 9. 26	釜石保健所犬抑留所 (釜石市)	10名 (獣医師会、振興局、市町、団体) ※参集範囲を関係者に限定	主催：岩手県獣医師会遠野支会 沿岸広域振興局保健福祉環境部 内容：慰霊の言葉、読経、焼香、散華
	動物絵画／フォトコンクール	R4. 9. 20～9. 26	サンペット釜石港町店 (釜石市)	応募数 写真 12点 絵画 19点	主催：岩手県獣医師会遠野支会 沿岸広域振興局保健福祉環境部 対象：沿岸広域振興局管内 その他：宮古地区、釜石地区及び大船渡地区で持ち回り展示 (9/20～10/31)、表彰
宮古	動物愛護フェスティバル	R4. 9. 25	閉伊川緑地公園 (宮古市)	約100人参加 獣医師会・病院：10人 保健所：5人 市町村：2人 一般：90人	実行委員会 (岩手県獣医師会宮古支会、動物愛護団体、宮古市、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター) 主催、山田町、岩泉町、田野畑村共催 犬猫慰霊祭/マイクロチップ装着デモンストラレーション/犬のしつけデモンストラレーション/ワンワン運動会/動物無料健康相談/動物飼養悩み相談
	動物絵画／フォトコンクール	R4. 10. 25～10. 31	宮古市役所交流センター	応募作品数絵画19/写真12	動物絵画/フォトコンテスト応募作品展示 (宮古地区) (沿岸広域局の事業として実施)
久慈	動物慰霊祭	R4. 10. 12	久慈保健所犬抑留所 (久慈市)	計13人参加 獣医師会：1人 保健所：5人 市町村：5人 団体：1人 一般：1人	獣医師会久慈支会が主催 慰霊のことば、焼香
二戸	動物慰霊祭	R4. 9. 23	二戸地区合同庁舎 (二戸市)	計47名参加 獣医師会 動物愛護推進員 動物愛護団体 保健所 市町村等 一般住民	動物愛護フェスティバルin二戸実行委員会 (獣医師会、市町村、動物愛護団体、県) 主催 慰霊のことば、焼香、黙祷
	動物愛護フェスティバル in 二戸	R4. 9. 23	二戸地区合同庁舎 (二戸市)	計47名参加 獣医師会 動物愛護推進員 動物愛護団体 保健所 市町村等 一般住民	動物愛護フェスティバルin二戸実行委員会 (獣医師会、市町村、動物愛護団体、県) 主催 動物ふれあい写真コンクール表彰式/マイクロチップ装着デモンストラレーション/しつけワンポイントアドバイス/犬の運動会
	動物ふれあい写真コンクール	①R4. 9. 8～9. 23 ②R4. 10. 21～10. 31	①二戸地区合同庁舎県民ホール (二戸市) ②二戸ショッピングセンターニコア (二戸市)	出展数 27点	動物愛護フェスティバルin二戸実行委員会 (獣医師会、市町村、動物愛護団体、県) 主催 動物とのふれあい写真を募集し、展示表彰

大型犬の飼養実態調査（令和4年12月末）

1 目的

県内における大型等特定の犬種の飼養実態調査等を行い、適正飼養の指導の一助とする。

2 調査方法及び調査内容

(1) 県内の大型犬等特定の犬の登録頭数調査

ア 調査対象

他自治体で「人に危害を加えるおそれのあるもの」として定められる8犬種（以下「特定犬」という。）の飼養戸数及び飼養頭数

※茨城県を参考【特定犬】：秋田犬／紀州犬／土佐犬／ジャーマン・シェパード／ドーベルマン／グレートデン／セントバーナード／アメリカン・スタッフォードシャー・テリア（アメリカン・ピット・ブル・テリア）／

イ 調査方法

市町村の協力を得て、狂犬病予防法に基づく特定犬の登録頭数を確認する（令和5.1末）。

(2) 特定犬における苦情等の調査（令和2年度～令和5.1末）

ア 特定犬における咬傷事故件数及びその概要

イ 特定犬における苦情件数及びその概要

3 結果

(1) 県内の大型犬等特定の犬の登録頭数調査（令和4年12月～令和5年2月）

	飼養戸数	飼養頭数	総登録頭数	総登録頭数に占める特定犬の割合
特定犬数	683 戸	855 頭	57,807 頭	1.5%

（内訳）

犬種	登録頭数（頭）	割合（%）
1 秋田犬	571	66.8
2 土佐犬	90	10.5
3 アメリカン・スタッフォードシャー・テリア※（アメリカン・ピット・ブルテリアを含む。）	11	1.3
4 グレート・デーン	7	0.8
5 ジャーマン・シェパード・ドッグ	108	12.6
6 セント・バーナード	16	1.9
7 ドーベルマン	16	1.9
8 紀州犬	36	4.2
計	855	100

(2) 特定犬における苦情等の調査

	苦情件数		咬傷事故件数	
	全体件数	(特定犬)	全体件数	(特定犬)
令和2年度	427	4 (0.9%)	69	5 (7.2%)
令和3年度	356	10 (2.8%)	61	6 (9.8%)
令和4年度 (R4.12末)	268	8 (3.0%)	53	4 (7.5%)

県南広域振興局保健福祉環境部管内の施設における緊急保護事案について

1 概要と経緯

令和4年5月下旬に登録の有効期間の満了を迎える事業所に対して、更新手続き及び新基準への適合について指導をしてきたところ、当該事業者は登録の更新を断念、その後、店舗内に多数の犬猫等が取り残されるという事案が発生した。

当該事案について、動物の健康及び安全の確保、周辺的生活環境の保全のため、県では動物の緊急保護を実施したもの。

2 当該事業者に対する指導経過

(1) 種別：第1種動物取扱業（販売、保管）

(2) 主として取り扱う動物の種類

販売：犬（80）、猫（80）、鳥類（205）、小動物（127）、爬虫類（55）

保管：犬（3）、猫（2）、鳥類（4）、小動物（5）

(3) 指導経緯

登録初年度（平成19年度）から、毎年度複数回立ち入り指導を実施

令和3年度：立ち入り検査15回（文書指導2回、報告徴収5回）

令和4年度：立ち入り検査8回

3 当該事案に対する対応

(1) 探知：令和4年6月2日

施設に多数の動物が取り残されていることを探知

(2) 環境整備：令和4年6月3日～

県南広域振興局による給餌及び清掃等必要な環境整備を実施

(3) 動物の保護：令和4年6月22日～28日

犬猫等の保護の公示（犬61頭、猫149頭、その他（鶏、カナリア、ハムスター等））

(4) 関係団体に協力要請：令和4年6月23日～

県と災害時の動物救護活動協定を結んでいる動物愛護団体等に協力要請

(5) 動物の譲渡活動：令和4年6月29日～

【令和5年2月末】

	団体譲渡			個人譲渡	保健所残	合計
	団体計	団体預	個人譲渡			
犬	27	8	21	34	0	61
猫	77	24	53	71	2	149

（出産等の増減により合計値は必ずしも一致しない。）

4 動物取扱業に係る規制等について

動物取扱業に係る規制等については、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48

年法律第 105 号)」により対応

平成 11 年の法改正以降、5 年を目途に見直しが行われており、特に動物取扱業に対しては規制の強化が図られてきたところ。

平成 12 年度	動物愛護管理法施行：動物取扱業の「届出制度」が開始
平成 18 年度	動物愛護管理法改正：動物取扱業の「登録制度」が開始
平成 25 年度	動物愛護管理法改正：動物取扱業の「第 1 種」「第 2 種」制度運用開始
令和元年度	第 1 種動物取扱業の適正化、罰則強化
令和 3 年度	動物取扱業の「基準省令」制定：基準の明確化、数値基準の導入（一部経過措置有）
令和 4 年 6 月	既存施設への新基準適用

5 本事案における課題と対策について

(1) 全頭譲渡に向けた取り組み

(これまで)

- 岩手県獣医師会の協力を得ながら健康診断、治療等必要な処置を行ってきた。
- 動物愛護団体等ボランティアの協力を得ながら譲渡会の開催、ホームページへの掲載等新しい飼い主への譲渡を進めてきた。

(対応)

- 保健所に残る猫はもちろん、動物愛護団体に譲渡した犬猫についても可能な限り新しい飼い主への譲渡が進むよう支援を進めていく。

(2) 動物取扱業者に対する厳格な指導の徹底

(これまで)

- 動物愛護推進計画に基づき、動物取扱業者に対して年 1 回の立ち入り検査を実施してきたところ。
- 令和元年度の法改正以前は数値基準がなかったことから、「規模、職員数に見合った動物の種類・数」等について助言指導にとどまり、飼養数について強い指導が困難であった。

(対応)

- 令和 4 年 6 月から適用される動物愛護法の数値基準（犬猫のケージの大きさ、動物の飼養又は保管に従事する従事者の員数）について、具体的に定められたことから厳正に対応していく。
- 立ち入り検査については、事前通告してから行うことを原則としつつも、悪質な業者に対しては各広域振興局の判断において抜き打ちで検査を行うなど

適切に対応していく。

- 不適切事例に対しては、従前から期限を設けた文書指導を行っており、これによっても改善が認められない場合は、勧告を行うこととしている。
- 指導困難事例については、本庁、出先において情報共有を図ったうえで、全庁的な協力体制を整備する。
- 立ち入り検査を行う職員の資質向上、検査レベルの標準化に向けた研修を定期的に実施する（令和4年9月、令和5年3月）。

(3) 動物愛護団体等ボランティアとの連携の在り方

(これまで)

- 県と災害時の動物救護活動協定を結んでいる動物愛護団体のほか、日頃から各広域振興局保健福祉環境部の動物愛護管理行政にご協力を頂いている団体を中心に動物の保護、譲渡、新しい飼い主探しの支援、トリミング、支援物資の提供等を頂いたところ。
- 緊急的な保護の観点から、保護、譲渡を依頼した動物の中には、治療や社会化馴致が必要な動物が一定数いたことから、結果として動物愛護団体の負担が増加した。

(対応)

- 団体譲渡後の動物の一般譲渡に向けた支援を実施する。
- 譲渡会を動物愛護団体と共催することのほか、譲渡会場の提供や譲渡会情報の広報、譲渡希望者の紹介等による動物愛護団体への譲渡支援を継続する。
- 譲渡対象動物への適時適切な健康診断、必要な治療、ワクチンの実施

動物愛護管理業務に係る対応の見直しについて

県では、「動物愛護管理事務取扱要領」及び「動物の譲渡事務処理要領」等関係要領に基づき、各広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターにおいて、動物取扱業の監視指導、犬猫等の動物の引取り、引き取った動物の譲渡等の業務を実施しています。今般、関係要領の改正や研修会の実施等により、動物取扱業者に対する適正指導、動物の返還・譲渡の推進等引き続きよりよい動物愛護管理業務の推進を目指します。

1 動物取扱業者に対する監視指導の徹底について

(1) 課題

- ・令和3年環境省令第7号「第1種動物取扱業者及び第2種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」制定前は、動物取扱業者に対する明確な数値基準がなく、指導困難事例が少なからずあった。
- ・法改正後の立入検査時に行うチェック項目は、非常に多岐にわたり限られた人員及び時間の中ですべての項目をチェックすることは非常に困難である。

(2) 対応

- ・立入検査票を改定し、より効率的な立入検査を実施する。
- ・より効果的な立入検査を行うために、必要に応じて抜き打ちによる立入検査を実施、過去の指導状況を勘案し優先順位を決めて監視指導を実施する。
- ・職員研修を開催し、職員の資質向上及び状況共有による課題解決に取り組む。

2 保管動物の適切な管理及び評価について

(1) 課題

- ・担当者間、公所間による対応の差を指摘されることがあった。
- ・公所によって抱える課題は、地域の実情により異なる状況。

(2) 対応

- ・広域振興局間での連携を強化し、広域での応援体制を確認する等組織全体での取り組みを強化する。
- ・譲渡に係る評価については、動物が落ち着いた状態で行うことを明記。
- ・譲渡不適及び再評価の判断をした場合は、理由を詳細に記録する。
- ・動物の引取りに係る相談者に対しては、丁寧な説明を実施する
- ・職員研修を開催し、職員の資質向上及び状況共有による課題解決に取り組む。

3 譲渡対象者に対する不妊去勢手術の義務化について

(1) 課題

- ・繁殖制限措置の指導の徹底を望む意見がある。

(2) 対応

- ・「譲渡要領」の「誓約書」内容を改正し、原則として県から譲渡を受ける場合は、不妊去勢手術等を実施し繁殖制限措置の徹底を指導する。

岩手県動物愛護推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本協議会は、岩手県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条の規定に基づく動物愛護推進員（以下「動物愛護推進ボランティア」という。）の委嘱の推進及び活動に対する支援等に関する必要な協議並びに岩手県動物愛護管理推進計画（以下「県計画」という。）の策定及び評価に係る検討等を行い、動物の愛護と適正飼養を図ることを目的とする。

(事業等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業等を行う。

- (1) 動物愛護推進ボランティア活動の支援
- (2) 県民に対する動物の適正飼養及び愛護意識の普及啓発
- (3) 国、県、市町村等が実施する動物の適正飼養及び愛護関係事業への協力
- (4) 県計画の策定、評価に係る検討
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる機関、団体等から推薦のあった者から知事が委嘱する。

- (1) 一般社団法人岩手県獣医師会
- (2) 動物の適正飼養又は愛護を目的として活動している団体
- (3) 動物の適正飼養又は愛護の推進に賛同する団体
- (4) 県内市町村
- (5) 岩手県教育委員会
- (6) その他知事が適当と認める機関、団体等

(役 員)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、学識経験者等に対し会議への出席を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝金等)

第8条 委員（県及び市町村の職員である委員を除く。）が会議に出席したときは、別に定めるところにより謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。